

令和4年1月21日

## 文化審議会の答申（重要有形民俗文化財の指定等）について

文化審議会（会長 佐藤 信）は、1月21日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、重要有形民俗文化財として1件、重要無形民俗文化財として4件を指定すること及び登録有形民俗文化財として2件を登録することについて文部科学大臣に、また、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として1件を選択することについて文化庁長官に、それぞれ答申しましたのでお知らせします。

この結果、官報告示の後に、重要有形民俗文化財は225件、重要無形民俗文化財は327件、登録有形民俗文化財は48件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財は651件となる予定です。

詳しくは、別添の資料「Ⅰ. 答申内容」「Ⅱ. 解説」「Ⅲ. 参考」をご覧ください。

### <担当>文化庁文化財第一課

課長	鍋島 豊	（内線 2884）
課長補佐	山田 隆志	（内線 2933）
主任文化財調査官（民俗文化財部門）	前田 俊一郎	（内線 2868）
調査官（芸能部門）	吉田 純子	（内線 2866）
審議会係	辻 涼平	（内線 2887）

# I. 答申内容

## (1) 重要有形民俗文化財の指定（新規1件）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
<small>よしだぐち ふじさんしんこうようぐ</small> 吉田口の富士山信仰用具 4, 039点	富士吉田市	山梨県富士吉田市

## (2) 重要無形民俗文化財の指定（新規4件）

名称	所在地	保護団体
<small>はちおうじくるまにんぎょう</small> 八王子車人形	東京都八王子市	八王子車人形 <small>にしかわこりゅうざ</small> 西川古柳座
<small>はこね ゆたてししまい</small> 箱根の湯立獅子舞	神奈川県足柄下郡箱根町宮城野、仙石原	箱根湯立獅子舞保存会 宮城野獅子舞保存会 仙石原神楽保存会
<small>しずおかせんげんじんじやはつかえさい ちこぶがく</small> 静岡浅間神社廿日会祭の稚児舞楽	静岡県静岡市	静岡浅間神社廿日会祭の稚児舞楽保存会
<small>ぬまた おおさか ゆたてかぐら</small> 沼田・大坂の湯立神楽	静岡県御殿場市沼田区、大坂区	沼田の湯立神楽保存会 大坂神楽保存会

## (3) 登録有形民俗文化財の登録（新規2件）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
<small>ななお よめのれん</small> 七尾の嫁暖簾 103点	一般社団法人 <small>ななおや</small> 七尾家	石川県七尾市
<small>うじちや せいさん ほんばいようぐ</small> 宇治茶の生産・販売用具 397点	宇治市	京都府宇治市

## (4) 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択（新規1件）

名称	所在地	保護団体
<small>おおしば たなばたうませいさくぎじゆつ</small> 大芝の七夕馬製作技術	千葉県茂原市大芝	大芝地区

## Ⅱ. 解説

### 〔重要有形民俗文化財の指定〕

#### 1. 吉田口の富士山信仰用具

- (1) 所有者 ふじよしだし 富士吉田市（ふじさんミュージアム保管）  
(2) 所有者の住所 やまなしけんふじよしだし 山梨県富士吉田市  
(3) 員数 4, 039点  
(4) 文化財の概要

##### ①文化財の特色

秀麗な山岳を神聖視する民間信仰は、日本の各地にみられるが、富士山を御神体として崇敬する信仰は、その歴史も古く、我が国の山岳信仰の典型的なものである。

本件は、富士山信仰の用具が体系的に収集・整理されており、富士講をはじめとする信仰する側と、御師おしを中心とする信仰を広め、受け入れた側の用具が一体的にみられ、吉田口における富士登拝や信仰の実態をよく示す資料群となっている。

富士山の北麓における富士山信仰の地域的な様相や我が国における山岳信仰の変遷を考える上で重要である。

##### ②文化財の説明

本件は、富士山北側の登山口である山梨県富士吉田市の「吉田口」に伝来した富士山信仰の用具である。吉田口は、近世中期以降、富士登拝を目的とする富士講が江戸を中心に関東地方で盛んになると多くの参詣者を集め、富士山信仰の一大拠点として栄えた。本収集は、登拝者の世話をした御師おしや各地の富士講から寄贈されたものが多く、御師の祭祀用具をはじめ、宿坊や山小屋で使われた用具、富士講の奉納物などから構成される。また、富士講中興の祖といわれる食行身祿じきぎょうみろくの関連資料も含まれる。



【富士山信仰用具】



【食行身祿関連資料】

## 〔重要無形民俗文化財の指定〕

### 1. 八王子車人形 はちおうじくるまにんぎょう

- (1) 文化財の所在地 とうきょうとはちおうじし  
東京都八王子市
- (2) 保護団体 はちおうじくるまにんぎょうにしかわこりゅうざ  
八王子車人形西川古柳座
- (3) 公開期日 随時
- (4) 文化財の概要

#### ①文化財の特色

本件は、にんぎょうじょうりぶんらく人形浄瑠璃文楽の人形に代表される三人遣いの精巧な演技を、一人遣いで表現すべく工夫された芸能であり、幕末から近代にかけての我が国の人形芝居の変遷を知る上で、重要な位置を占める。現在、八王子市を含め東京都・埼玉県内の3地区にのみ残されている希少な伝承の一つで、かつて多数の座があった車人形が八王子において定着し、地域に根ざして伝承された歴史的な過程がうかがわれ、地域的特色も示して重要である。

#### ②文化財の説明

本件は、東京都八王子市に伝承されている、特殊な一人遣い形式の人形芝居である。演者がろくろ車（箱車とも）と呼ばれる小型の台車に腰を掛けて人形を遣うところから車人形と呼ばれ、幕末から明治期にかけ、多摩地域及び埼玉県西部を中心に流行した。人形を持った演者は、人形のかかと踵に付けられた「かかり」という小突起を足の親指と人差し指で挟み、自身の足を動かしつつ、ろくろ車を活用することで、人形が歩く演技を行う。また両手の操作も三人遣いとは異なる工夫がなされ、人形の左手はゆんで弓手という特殊な構造となっており、車人形では一人遣いで人形の両手足及びかしら首を遣うことが可能となっている。

この車人形は、江戸の人形浄瑠璃などで三人遣いを学んだやまぎしりゅうきち山岸柳吉（初世西川古柳。1825～1897）が考案したと考えられるもので、明治前期に下恩方村（現 八王子市下恩方町）のせぬまときたろう瀬沼時太郎（1866～1939）が柳吉に入門した。以後長きにわたって、同地に居住する瀬沼家の代々が中心となり、八王子の住民たちと一座を構えて現在に至っている。



【八王子車人形】

## 2. 箱根の湯立獅子舞

(1) 文化財の所在地

神奈川県足柄下郡箱根町宮城野、仙石原

(2) 保護団体

箱根湯立獅子舞保存会

宮城野獅子舞保存会、仙石原神楽保存会

(3) 公開期日

宮城野…7月15日ほか

仙石原…3月27日及び5月5日ほか

(4) 文化財の概要

### ①文化財の特色

本件は、全国的に分布する湯立神楽の中でも、獅子頭を被った者が、幣束や笹を用いて釜の湯をかき混ぜ、集まった人々などへ湯を振りかけて祓い清める湯立を行う類例の少ない芸能である。また、湯立の前日や別日には、悪疫祓いを目的とした辻締めを行う特色も有している。湯立神楽と太神楽系の獅子舞が組み合わせられた希少な事例であり、神楽の変遷の過程や地域的特色を示して重要である。

### ②文化財の説明

本件は、神奈川県足柄下郡箱根町の宮城野及び仙石原に伝わる神楽である。宮城野では宮城野諏訪神社境内にある津島神社の天王祭（7月15日）、仙石原では仙石原諏訪神社例大祭（3月27日）及び公時神社例大祭（5月5日）に行われる。

両地区とも、神社境内に釜を据え、その四方に忌竹を立て注連縄を張りめぐらした釜場を設ける。塩を振って先導する者が獅子に付き、獅子は剣や鈴などを手に持ち、釜場やその近くなどで、笛や太鼓の囃子や神楽歌に合わせて舞う。両地区には「宮舞」「行の舞」「四方固めの舞」など共通した演目がいくつかあり、湯立を伴う一連の内容は概ね同じである。宮城野の「釜の舞」と仙石原の「釜めぐりの舞」において、獅子は、主に釜場の四辺を立ち位置として中央に向かって舞を繰り返し、湯立を行う。

また、宮城野では祭礼前日（宵宮）、仙石原では例大祭とは別の日に、悪疫祓いを目的とした辻締めが行われる。辻締めでは、地域の境など所定の場所において、剣の行法や御幣立てを行い、獅子が舞われる。



【箱根の湯立獅子舞（宮城野）】



【箱根の湯立獅子舞（仙石原）】

### 3. 静岡浅間神社廿日会祭の稚児舞楽

- (1) 文化財の所在地 静岡県静岡市  
(2) 保護団体 静岡浅間神社廿日会祭の稚児舞楽保存会  
(3) 公開期日 4月5日  
(4) 文化財の概要

#### ①文化財の特色

本件は、舞楽が神社における祭礼や寺院の法会に取り入れられて民俗芸能化した芸能であり、なかでも、すべての演目を少年が演じる特色ある舞楽である。稚児舞楽の発祥地とされる建穂地区との関係を維持しつつ、江戸時代には、町人社会の祭である「蹴」と結びつき継承されてきた。稚児を輿に乗せて市内を練り、歌や踊りを上覧に供えるなど、地域的特色を有している。このように本件は、舞楽の地方への伝播、定着を考える上で、重要な位置を占めるものであり、芸能の変遷の過程や地域的特色を示して重要である。

#### ②文化財の説明

本件は、4月1日から5日まで行われる静岡浅間神社廿日会祭の最終日に、少年たちによって演じられる舞楽である。もともとは安倍川の対岸にあった建穂寺で行われていた稚児舞楽を、浅間神社でも演じるようになったものと考えられ、『言継卿記』弘治3年（1557）二月の条に建穂寺並びに浅間宮で「児之舞」を見物したことが記されている。

現在、稚児を務めるのは小学生の男子4人である。舞楽の当日朝、着付けと化粧をした稚児は建穂神社に参拝の後、それぞれ輿に乗って市内を神社へと進み、曳き揃えられた山車に迎えられ、山車前で披露される歌や踊りを上覧し、神社の舞殿で舞楽を奉納する。稚児は桜または山吹の花を挿した天冠をかぶり、額に白粉で月形を描く。上演演目は、時代によって多少の変遷があるが、現在は「振鉾」「納曾利」「安摩・二の舞」「還城楽」「太平楽」の五番となっている。



【振鉾】



【太平楽】

## 4. 沼田・大坂の湯立神楽

- (1) 文化財の所在地 しずおかけんごてんばしぬまたく おおさかく 静岡県御殿場市沼田区、大坂区
- (2) 保護団体 ぬまた ゆだてかぐらほぞんかい おおさかかぐらほぞんかい 沼田の湯立神楽保存会、大坂神楽保存会
- (3) 公開期日 沼田…10月最終日曜日とその前日  
大坂…7月26日以降の最初の土曜日ほか
- (4) 文化財の概要

### ①文化財の特色

本件は、全国的に分布する湯立神楽の中でも、獅子頭を被った者が、幣束や笹を用いて釜の湯をかき混ぜ、集まった人々などへ湯を振りかけて祓い清める湯立を行う類例の少ない芸能である。沼田では神社祭礼、大坂では盆行事と結びつき、大坂では悪疫祓いを目的とした辻切りを行うなどの特色も有している。本件は、湯立神楽と太神楽系の獅子舞が組み合わされた希少な事例であり、神楽の変遷の過程や地域的特色を示して重要である。

### ②文化財の説明

本件は、静岡県御殿場市沼田区及び大坂区に伝わる獅子湯立を行う神楽である。沼田では、沼田子之神社例祭の宵祭に同社境内で、大坂では盆（7月23日～26日）明けの最初の土曜日の晩に大坂浅間神社で湯立が行われる。

両地区とも、神社境内に釜を据え、その四方に忌竹を立て注連縄を張りめぐらした釜場を設ける。塩を振って先導する者が獅子に付き、獅子は剣や鈴などを手に持ち、釜場やその近くなどで、笛や太鼓の囃子や神楽歌に合わせて舞う。両地区とも幾つかの共通した演目があり、沼田の「釜めぐり」と大坂の「釜締め」において、獅子は、主に釜場の四辺を立ち位置として中央に向かって舞を繰り返し、湯立を行う。

両地区では、湯立を行った翌日も獅子が舞う。沼田では、宵祭から本祭の一連の次第を湯立神楽と総称し、本祭では新築の庭先や境内のほか、集会所前では「八本剣」が舞われる。二人立ちの獅子舞の後、獅子のほか鬼や天狗などの面をつけた計8人が舞うもので沼田のみに伝わる。大坂では、新盆の家々を回って獅子が舞い、悪疫祓いを目的とした辻切りが行われる。辻切りでは、所定の場所で獅子が「剣の舞」を舞い、湯立で使用した草履を区外に向けて鼻緒を切り、草履中央に幣束を差し立てる。



【沼田・大坂の湯立神楽（沼田）】



【沼田・大坂の湯立神楽（大坂）】

## 〔登録有形民俗文化財の登録〕

### 1. <sup>ななお よめのれん</sup>七尾の嫁暖簾

- (1) 所有者 一般社団法人<sup>ななおや</sup>七尾家（花嫁のれん館保管）
- (2) 所有者の住所 <sup>いしかわけん なおし</sup>石川県七尾市
- (3) 員数 103点
- (4) 文化財の概要

#### ①文化財の特色

本件は、加賀友禅や加賀紋<sup>かがもん</sup>などの北陸地方に特有な染め技法や意匠を用いて製作された婚礼用の<sup>のれん</sup>暖簾である。全国的にも類例がない婚礼用具の収集であり、その形状、材質、色調、図柄には、地域的特色がみられる。この地域における嫁と生家<sup>せいか</sup>の社会的な関係や、女性のつながりを考える上でも資料性が高い。我が国における嫁入り儀礼や染織文化の地域的な様相を理解する上で注目される。

#### ②文化財の説明

本件は、<sup>よめのれん</sup>嫁暖簾と呼ばれる北陸地方に特有な婚礼用の暖簾で、石川県七尾市におけるその収集である。嫁暖簾は、嫁が生家から持参した婚礼用具の一つで、嫁はこれを婚礼時に<sup>こんか</sup>婚家の仏間の入口などに掛けて<sup>くぐ</sup>潜ることで、婚家の一員として認められた。時代を経て形状が幅広くなると同時に、材質、色調、図柄などは、次第に華美なものになっていった。嫁暖簾には、鶴亀や松竹梅、<sup>おしどり</sup>鴛鴦などの吉祥の図柄が描かれ、その上部には、嫁の生家の家紋が染め抜かれている。家紋の周囲には、花柄などで装飾された加賀紋が優美に染め抜かれているものもある。



【嫁暖簾】



【加賀紋を染め抜いた嫁暖簾】

## 2. 宇治茶の生産・販売用具

- (1) 所有者 宇治市（宇治市歴史資料館保管）
- (2) 所有者の住所 京都府宇治市
- (3) 員数 397点
- (4) 文化財の概要

### ①文化財の特色

本件は、日本の緑茶文化に大きく影響を与えた宇治茶の生産と販売に関する用具の収集である。宇治で始められた独自の製法に関する用具が、作業工程ごとにまとまって収集されている。

宇治では、明治末期から昭和初期にかけて製茶作業の機械化が進んだが、本件は、機械化以前の手作業による用具が充実している。宇治における生業の特色を知ることができるとともに、我が国の製茶業と製茶技術の変遷を理解する上で注目される。

### ②文化財の説明

本件は、近世末期から昭和四十年代まで使われていた宇治茶の生産と販売に関する用具の収集である。

生産用具は、茶農家や茶問屋が、茶樹を栽培して、茶摘み、茶蒸し、乾燥を行い、一次加工の荒茶あらちゃに仕上げるまでの用具と、荒茶を選別し、製品に仕上げて出荷するまでの用具である。生産用具には、覆下栽培法おおいしたさいばいほうと呼ばれる茶の栽培法に用いた用具や、「青製」や「宇治製」と呼ばれる茶葉の手揉み作業で用いた、宇治ならではの製茶用具が収集されている。一方、販売用具は、商売用具、計算・計量用具、印章などで、なかでも印章は、茶の銘柄を刻印した印判などが数多く収集されている。



【生産用具】



【販売用具】

## 〔記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択〕

### 1. 大芝の七夕馬製作技術

- (1) 文化財の所在地 ちばけんもばらしおおしば 千葉県茂原市大芝
- (2) 保護団体 おおしばちく 大芝地区
- (3) 文化財の概要

#### ①文化財の特色

七夕に牛や馬を作って飾る習俗は、東北地方や関東地方に主に分布し、特に千葉県においては県内に広く伝承されてきた。大芝で作られる七夕馬は、千葉県内でも、大型で装飾性が高く、その製作技術は、地域的な特色が顕著である。自然の草木の特性を生かし、手間をかけて作られる華やかで精巧な七夕馬は、全国的にも類例がなく、年中行事に用いられる細工物の技術や農村地域に発達したきわもの際物づくりの技術を理解する上で重要である。

#### ②文化財の説明

本件は、千葉県東部の茂原市大芝に伝承される、七夕に飾る馬や牛を製作する技術である。カヤカヤ馬とも呼ばれ、大きな馬と小さな牛の一对を一組とする。麦ワラやマコモ、スゲ、ガマ、アオギリなど身近に自生する植物を材料にして丁寧に作られ、とくに馬は、大きな菱形のたてがみ鬣や染色した飾り房が付くなど、その形状や色遣いに装飾性が高い。

七夕馬は、昭和30年代までは農家の副業として盛んに作られており、大芝の特産品として市内や周辺地域のろくさいいち六斎市で売り買いされていたが、農家の減少や七夕行事の衰退に伴い、作り手の減少や高齢化が進み、変容や消滅のおそれが高くなっており、早急に記録の作成が必要である。



【七夕馬の製作風景】



【七夕馬 馬（左）と牛（右）】

### Ⅲ. 参考

#### ○重要有形民俗文化財の指定件数

	現在の件数	今回の答申件数	指定後の件数
		新規指定	
重要有形民俗文化財	224件	1件	225件

#### ○重要無形民俗文化財の指定件数

	現在の件数	今回の答申件数	指定後の件数
		新規指定	
重要無形民俗文化財	323件	4件	327件

#### ○登録有形民俗文化財の登録件数

	現在の件数	今回の答申件数	登録後の件数
		新規登録	
登録有形民俗文化財	46件	2件	48件

#### ○記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択件数

	現在の件数	今回の答申件数	選択後の件数
		新規選択	
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	650件	1件	651件